

森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

1. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

2. 適用

「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）表6-1の工種区分を適用する工事で、当初契約が平成31年4月1日以降の工事に適用する。

なお、平成31年4月1日以降に当初契約を行った既契約工事についても適用できるものとする。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

※新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては30℃を28℃と読み替えるものとする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」*までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

4. 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費率の熱中症対策補正は、工事期間中の日最高気温等の状況に応じて算出し、現場管理費率に加算する。

なお、熱中症対策補正は最終変更契約において行うことを基本とし、熱中症対策補正值の算定は、次によるものとする。

$$\text{熱中症対策補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

(2) 現場管理費の補正

1) 積算基準（共通編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} + \text{熱中症対策補正值} \}$$

イ 「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值+熱中症補正值）して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

5. 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の測定値を用いることを標準とする。

(2) 気温の補正方法

(1)の気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

$$\text{補正後の気温 (}^\circ\text{C)} = \text{気温 (}^\circ\text{C)} - \text{標高差 (m)} \times 0.6 / 100 \text{ (m)}$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

$$\text{ただし、標高差 (m)} = \text{工事現場の標高 (m)} - \text{計測箇所の標高 (m)}$$

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

※「工事現場の標高」とは、現場内人力作業（材料検収等を含む。）を行う最も標高が低い地点をいう。なお、標高は契約図面から求めるものとし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

(3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

6. 条件明示等

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温等の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行対象工事である旨を、追加特記仕様書により明示するものとする。（別紙1「記載例」参照）

7. 既契約工事への適用方法

平成31年4月1日以降に当初契約を行った既契約工事については、工事打合簿により通知するものとする。(別紙2「記載例」参照)

(1) 積算方法

「4. 積算方法」によるものとする。

(2) 気温の計測方法等

受注者より提出される工事打合簿に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

ア 計測方法

「5. 気温の計測方法等」の「(1) 計測方法」および「(2) 気温の補正方法」によるものとする。

イ 計測結果の報告

工事打合簿に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。